

# 札幌市妊婦のための支援給付のご案内

令和7年4月版

子ども・子育て支援法に基づき、妊婦の方などの経済的支援を図るため「札幌市妊婦のための支援給付」を支給しています。

## 1. 支給対象者

札幌市に住民票がある妊婦の方

※産科医療機関などの医師による胎児心拍の確認が必要となります。

※流産や死産となった方も給付金を受け取れます。

## 2. 支給額(現金)

1回目:妊婦1人当たり 5万円

2回目:妊娠している胎児1人当たり 5万円

※双子の場合、1回目5万円、2回目10万円となります。



支給対象者には申請書をお送りします。

裏面の支給手続きをご確認ください。

### 注意！

他市町村において妊婦のための支援給付(クーポン等含む)の支給を受けた場合は支給することができません。

札幌市の給付金、他市町村の給付どちらか一方のみの支給となります。

### 【お問い合わせ先】

札幌市妊婦のための支援給付コールセンター

電話:011-213-0383

9:00~18:00(土日祝日を除く)

\*さっぽろ子育て情報サイト\*

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/money/kodomo/13589.html>

SAPPORO



さっぽろ市  
02-G02-24-  
2834  
R6-2-1810



### 3. 給付金の支給手続き

支給対象者に申請書をお送りします。

- ▶ 1回目の申請書は、妊娠届出の2～3か月後にお送りします。返信用封筒を同封しますので、郵送でご提出ください。
- ▶ 2回目の支給のためご提出いただく届出書は、出産予定日の前月にお送りします。こちらも返信用封筒を同封します。
- ▶ 他市町村で妊娠届出後、札幌市に転入された場合は、表面のお問い合わせ先にご連絡いただくことで申請書を送付いたします。

#### 支給の要件

申請時点で住民票が札幌市にあることが要件です。

- ▶ 申請書にご記入いただいた銀行口座にお振込みします。
- ▶ お振込までに申請書受付後1～2か月程度お時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

#### こんなときは？

Q. 妊娠の届出後、引っ越した場合はどうなりますか？

A. 申請する時点でお住まいの市町村にご相談ください。

Q. 里帰り出産の場合やDV被害等により避難している場合(住民票と異なる住所に住んでいる)は、どうなりますか？

A. 住民票のある市町村から支給します。  
住民票のある市町村へご相談ください。

Q. 流産・死産の場合はどうなりますか？

A. 1回目も2回目も支給対象となります。

▶ ご不明な点がございましたら、表面のお問い合わせ先にご連絡下さい。



「札幌市妊婦のための支援給付」の

“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、表面のお問い合わせ先や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。